

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 2 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における入所（居）者への医療の提供について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大な御尽力をいただき
おり、深く感謝申し上げます。

介護分野では、介護保険施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活
介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等において、入所（居）者が希望する医療・
介護サービス等（特に当該介護保険施設以外が提供するサービス）の利用につ
いて、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるとい
った事案が発生していることを踏まえ、別添事務連絡が発出されています。

障害者支援施設、共同生活援助事業所、障害児入所施設等（以下「障害者支
援施設等」という。）においても、適切な感染防止対策が実施されているにもか
かわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に必要な医療サービスの利用
を制限することは不適切であることから、入所（居）者が希望する、もしくは
入所（居）者に必要である、訪問診療等について、不当に制限することがな
いよう、従来どおりの対応をお願いする旨、改めて管内の障害者支援施設等
に対し周知をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、「社会福祉施設
等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7
日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉
施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応につ
いて」等においてお示ししているため、引き続き御対応いただくよう、改
めて管内の障害者支援施設等に対し周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 18 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただき
おり、深く感謝申し上げます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入所（居）者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しており、有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の適切な利用につきまして、「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（令和 2 年 9 月 4 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）」においてお示ししております。

また、入所施設・居住系サービスにおいては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡）」に関する Q & A（その 2）について（令和 2 年 4 月 24 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」において、訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、お示ししています。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、本来利用・算定可能なサービスであって、入所（居）者が希望する、もしくは入所（居）者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないよう、管内の介護保険施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）、（介護予防）特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、（介護予防）短期入所生活介護事業所、（介

護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等(以下「介護保険施設等」という。)に対しても周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」のうち、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について」等においてお示ししているため、引き続きご対応いただくよう、あらためて管内の介護保険施設等に対し周知をお願いします。

以上

事 務 連 絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

このため、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、主に、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）等
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）において、感

染が疑われる者が発生した場合における留意事項
をお示ししてきたところである。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行い、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、高齢者施設等における感染防止の徹底に関し周知徹底を行うこととされていることも踏まえ、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理したので、別紙のとおりお示しする。

なお、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応等について、これまでお示しした事務連絡等を別添参考の通り整理したので、改めて参照頂き、適切に対応して頂きたい。